



## 税務情報

### 2021年度税制改正関連情報

#### 1. 電子帳簿等保存制度の改正 — 国税庁 「お問合せの多いご質問」の公表

国税庁の「[令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて](#)」というページには、2021年度税制改正による電子帳簿等保存制度の抜本的な見直しに関する各種情報が集約されています。

11月12日、このページのコンテンツの一つである「[電子帳簿保存法 Q&A \(一問一答\) ～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～](#)」のページにおいて、「[お問合せの多いご質問 \(令和3年11月\)](#)」(PDF 234KB) (以下、本資料) が公表されました。

本資料は、2021年度税制改正における電子帳簿等保存制度に対応した「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】(令和3年7月版)」の公表<sup>(\*)</sup>後に質問が多くあった事項が、追加問として整理・集約されたものです。

<sup>(\*)</sup>「電子帳簿保存法一問一答」の公表に関する情報は、e-Tax News No.244 「[国税庁 — 電子帳簿保存法に係る改正通達、趣旨説明及び Q&A の公表](#)」(2021年7月20日発行)にてお知らせしています。

【電子取引関係】の追加問では、たとえば以下の内容が示されています。

#### ■ 電取追1【制度の概要等】関係 (紙と電子データの重複)

- 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合において、電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めているときは、その書面の保存のみで足りる。
- ただし、書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、その電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合等には、正本である書面の保存に加え、電子データの保存も必要になる。

#### ■ 電取追 7【その他】関係（留意事項）

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力して書面にしたものをスキャナ保存することは認められない。
- ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではない。

また、本資料には追加問のほか、令和 3 年 7 月版の「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」に含まれている 4 つの問に係る補足説明も併せて掲載されています。

たとえば、青色申告の承認の取消しに関し、以下の補足説明がなされています。

#### ■ 補 4 一問一答【電子取引関係】 問 42

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかと問合せがある。
- これらの取扱いについては、従来と同様に、たとえば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由がないにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではない。

\*\*\*

なお、本資料の内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されません。

## 2. 特定投資運用業者に係る特定業績連動給与の改正 — 施行期日を定める政令の公布

2021 年度税制改正では、特定投資運用業者に該当する法人がその業務執行役員に対して一定の業績連動給与（特定業績連動給与）を支給する場合には、その損金算入要件が緩和されることとなりました（措法 66 の 11 の 2）<sup>(\*)</sup>。

<sup>(\*)</sup> 改正の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter [「2021 年度税制改正大綱」](#)（2020 年 12 月 18 日発行）をご参照ください。

上記の改正は金融商品取引法の改正を前提に講じられたもので、2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度で、金融商品取引法の改正法が含まれる [「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」](#)（PDF 630KB）（2021 年 5 月 26 日官報号外第 115 号において公布）の施行日以後に終了する事業年度について適用されます。

11月10日、上記の法律の施行期日を定める政令が[官報号外第254号](#)において公布され、施行期日は2021年11月22日と定められました。

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.